

審 査 基 準

令和4年6月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会 （仮免許証の再交付については、長野県警察本部長）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した長野県公安委員会に対して行われた場合は、次に掲げるとおり。（行政庁の休日は含まない。） (1) 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター：1日 (2) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）：14日 (3) 長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番：14日
申 請 先： 1 即日交付を希望する場合 北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センター 2 即日交付を希望しない場合 (1) 住所地を管轄する警察署。ただし、住所地を管轄する警察署が、長野南警察署（住所地が長野市松代交番の所管区域内の者を除く。）、佐久警察署（住所地が佐久市臼田交番の所管区域内の者を除く。）又は塩尻警察署である者の申請先は、北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センターとする。 (2) 長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町交番。ただし、住所地がそれぞれの交番の所管区域内にある者に限る。
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：